

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第180号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第141号）

事件名：特定事件に係る申立書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月に発表された，特定事件について，誰が『別件事件1の裁判で不利になるから，この件については発表を遅らそう』と言い出したか分かる文書」，申立書，答申書及び供述調書（以下，順に「文書1」ないし「文書4」といい，併せて「本件対象文書」という。）につき，文書1を保有していないとして不開示とし，文書2ないし文書4の一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年3月4日付け防官文第3075号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消し及び文書の再特定並びに全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

確かに「個人が特定されるおそれ」は不開示理由となるが，優越的利益があれば開示されるべきである。例えば，特定年月の別件事件1の際は，事件の起きた部隊名と事件の発生時期が直ちに公表された。少なくともその程度の情報は開示されるべきである。また，別件事件1と異なり，本件は事故から特定期間たって公表されたが，これは別件事件1の裁判が継続中だったため，別件事件1の裁判で勝利すべく，情報を隠していたと考えるのが合理的である（また同様の事件があったとなれば，別件事件1の裁判に不利に働くから）。その旨を検討した文書があるはずである。本件が別件事件1と違うというのであれば，なぜ本件では事故発生部隊及び時期を直ちに公表できず，別件事件1ではできたのか。違いを説明してほしい。

（2）意見書

ア まず，本件は異議申立てから諮問まで9か月かかっているが，これ

は「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（H17.8.3 情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反している。

イ 次に、諮問庁・処分庁は不開示の理由として「遺族の意向」を挙げるが、本当にそんなものがあるのか。別件事件2でも、諮問庁・処分庁は「遺族の意向」を挙げたが、実際にはそのようなものはなかった。

仮に「遺族の意向」があったとしても、事件発生の月、部隊名等まで隠すのは極端である。

ウ また、諮問庁・処分庁は「特定事件のような場合は、個人情報保護の観点から公表は行っていない」とするが、こうした事件は、個人情報に関わると同時に、「国民の税金で運営されている行政機関において、人命が失われる事件が発生した」「原因が第三者による犯罪等である場合には、行政機関で犯罪等が行われた」ということであるから、公共の利害にも関わることである。「個人情報」を錦の御旗にして、全てを隠蔽するのはおかしい。

また、仮にそうだとするならば、なぜ別件事件1や別件事件2については直ちに公表したのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、法9条1項の規定に基づき、平成27年3月4日付け防官文第3075号により、文書2ないし文書4について法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とするとともに、文書1については、保有を確認することができなかったことから、これを文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

文書2ないし文書4のうち、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

3 文書1の保有の有無について

文書1については、海上幕僚監部の関係部署において、机、書庫及びパソコンを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても、文書1についてはその存在を確認できなかった。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分の取消し及び文書の再特定並びに全部開示の決定

を求めるが、「特定年月に公表された特定事件」では、遺族からの意向により被害者が特定される情報については防衛省として公表しておらず、遺族の内心を慮ればその意向を無視して当該情報を公にすることに優越的利益を認めることはできず、よって原処分においても当該情報については、不開示としたものである。

通常、特定事件のような場合は、個人情報の保護の観点から公表は行っていないが、本件については、当該事件に関し服務規律上の問題があったことから、事案発生後から関係者に対する聞き取り等の調査を行い、その結果について特定年月日に調査報告書として取りまとめ、同日、調査結果の概要を公表したものである。

また、上記3のとおり文書1については、関係職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同月22日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年6月12日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は原処分の取消し及び文書の再特定並びに全部開示の決定を求めており、諮問庁は、文書1を保有していないとして不開示とし、文書2ないし文書4を一部開示した原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、文書1の保有の有無及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書1の保有の有無について

(1) 文書1の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求を受け、海上幕僚監部の関係部署の職員に聞き取り調査を行ったところ、別件事件1の訴訟で不利になるから特定事件の公表を遅らせる旨の提案や検討を行った事実はなく、したがって文書1

は作成も取得もしていないとの回答を得たこと、また、当該部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが文書1の存在は確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

イ 本件異議申立てを受け、確実を期すために上記アと同様の探索を再度行ったが、文書1の存在を確認することはできなかった。

(2) 文書1の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、防衛省において文書1を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書2ないし文書4は、特定事件の関係者からの申立書、答申書及び供述調書であり、本件不開示部分はいずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、法5条1号ただし書イ及びロについては、文書2ないし文書4がいずれも特定事件の原因等を調査する目的で作成された性格のものであることに鑑みれば、氏名を含め、これを公にする慣行があるとは認められず、また、人の生命等を保護するために公にすることが必要な情報とも認められない。

さらに、法5条1号ただし書ハについては、本件不開示部分は特定事件の要因に係る情報として、当事者の人物像、勤務状況、私生活における人物評価等で一体的に構成されていることが認められ、全体として職務遂行に係る内容とはいえない。

(2) 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人識別部分については部分開示の余地はなく、その余の部分についても、関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性があり、かつ、関係者から見た当事者の人物像及び私生活に係る記述、さらには、特定事件をめぐる当事者自身の感情や心情を吐露した記述が含まれているなど、通常、他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示することはできない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1を保有していないとして不開示とし、文書2ないし文書4の一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において文書1を保有しているとは認められず、また、文書2ないし文書4の不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

1 申立書

不開示とした部分	不開示とした理由
日付，宛先，被申立人に関する情報及び被疑事実の一部並びに証拠の全て	個人に関する情報であり，特定の個人が識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
申立人の所属，階級，氏名及び印影の全て	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，申立人が識別され，今後，隊員が同種の申立てを行うことをちゅうちょするなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号柱書きに該当するため不開示とした。

2 答申書

不開示とした部分	不開示とした理由
日付及び宛先のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
答申者の所属のそれぞれ一部並びに階級，氏名，印影及び答申内容の全て	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，答申者が識別され，今後，同種の調査に当たり，答申者が忌憚なく事実を述べることを回避するなど，正確な事実の把握が困難となり，調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号柱書きに該当するため不開示とした。

3 供述調書

不開示とした部分	不開示とした理由
供述者の所属及び作成年月日のそれぞれ一部並びに認識番号，生年月日，供述内容及び自筆署名の全て	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，今後，同種の調査に当たり，関係者が忌憚なく調査に応じることを回避するなど，正確な事実の把握が困難となり，調査業務の適

	正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法6条柱書きに該当するため不開示とした。
調査官及び書記の自筆署名	調査官及び書記の自筆による署名であって，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。